## 高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

**中日本高速道路株式会社公告第27号**

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年８月29日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田からあきる野市牛沼まで
④相模原市緑区小倉
工事区間変更日　平成26年９月１日

## 高速道路工事開始公告

**中日本高速道路株式会社公告第28号**

本会社において高速道路の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年８月29日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

記

| 路線名 | 工事の区間 | 工事の種類 | 工事開始日 |
|---|---|---|---|
| 中央自動車道<br>西宮線 | 山梨県甲府市大津町から山梨県甲府市大津町まで | 改築工事 | 平成26年９月１日 |
| 中央自動車道<br>西宮線 | 長野県伊那市西町から長野県伊那市西町まで | 〃 | 〃 |
| 中央自動車道<br>西宮線 | 長野県駒ヶ根市赤穂から長野県駒ヶ根市赤穂まで | 〃 | 〃 |
| 第二東海自動車道<br>横浜名古屋線 | 神奈川県足柄上郡山北町川西から神奈川県足柄上郡山北町川西まで | 〃 | 〃 |
| 一般国道468号<br>（首都圏中央連絡自動車道） | 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市関口まで | 〃 | 〃 |
| 一般国道475号<br>（東海環状自動車道） | 岐阜県海津市南濃町志津新田から岐阜県海津市南濃町志津新田まで | 〃 | 〃 |

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成26年８月29日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵⑤イ表中のうち、「（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。）」を「（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）」に、「（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）」を「（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの区間が供用する日の前日までに限る。）」に改め、「椎田道路と宇佐別府道路を、椎田道路の椎田南インターチェンジと宇佐別府道路の宇佐インターチェンジ（椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの区間が供用する日から東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。」を追加する。

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

企画割引「四国まるごとドライブパス！2014」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大３日間にニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）及びハに定める期間のうち連続する最大３日間又は４日間にニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限る。）。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎及び周遊型に対して次のとおりとする。

| 車種 | ニ①ａ | ニ①ｂ | ニ①ｃ | 周遊型 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ３日間利用 | ３日間利用 | ３日間利用 | ３日間利用 | ４日間利用 |
| 軽自動車等 | 5,200円 | 4,200円 | 5,600円 | 3,800円 | 4,700円 |
| 普通車 | 6,500円 | 5,300円 | 7,000円 | 4,700円 | 5,900円 |